

定 款

株式会社T S U M U G U H O L D I N G S

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社 T S U M U G U H O L D I N G S と称し、英文では **TSUMUGU Holdings, Inc.** と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む国内外の会社の株式または持分を取得・所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
 - (1) 医薬品卸売事業
 - (2) 医療機器卸売事業
 - (3) 薬局事業
 - (4) 介護事業
 - (5) I C T 事業
 - (6) その他適法な一切の事業
2. 商標権および意匠権等の知的財産権ならびに不動産の取得・保有・運用・管理業務
3. 当社が株式または持分を取得・所有する会社に対する必要な助言・経営指導その他コンサルティング業務
4. 第 1 項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務およびこれらの代行業務
5. 前 4 項の事業およびこれに付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を札幌市中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 1 0 , 0 0 0 万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。

(株式事務取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式事務取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集しその議長となる。

- 2. 代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、取締役会にお

いてあらかじめ定めた者がこれにあたる。

3. 前2項の規定にもとづき招集権者および議長に定められた代表取締役が事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし法令または定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役および取締役会)

第18条 当社は、取締役および取締役会を置く。

(員 数)

第19条 当社の取締役は15名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議をもって取締役社長を定めるものとし、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および必要に応じ他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれにあたる。
3. 前2項の規定にもとづき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
4. 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
5. 取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役会の決議の目的である事項に関する提案について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、取締役会で定める取締役会規程による。

(相談役および顧問の委嘱)

第26条 当会社は、取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会)

第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第30条 当社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第31条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了するときまでとする。

(監査役会招集の通知)

第33条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があったときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当基準日)

第41条 当会社の剰余金の配当基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付さない。

附 則

1. 平成25年6月27日 改正
2. 平成28年6月28日 改正
3. 平成30年6月27日 改正
4. 令和2年6月25日 改正
5. 令和4年6月29日 改正
6. 令和8年9月29日 改正